

自立支援医療費（精神通院医療）を利用 されている一定所得以上の「世帯」の方へ （経過的特例の延長決定のお知らせ）

一定所得以上の「世帯(※1)」(市町村民税所得割23万5千円以上)で、自立支援医療費(精神通院医療)を御利用の方につきましては、経過的特例(※2)の終了に伴い、令和6年4月以降は自立支援医療の対象外になると御案内しておりましたが、この経過的特例(※2)の期限が令和9年(西暦2027年)3月31日まで延長されること決定されましたのでお知らせします。

これにより、一定所得以上の「世帯(※1)」の方でも、受診者が高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当する場合には、**令和6年4月1日以降も、引き続き自立支援医療の対象(原則、1割負担)**となります。

つきましては、上記に該当し、令和6年4月以降も引き続き自立支援医療費の支給を希望される方で、まだ継続等の手続をされていない方がおられましたら、お住まいの市町村窓口にて手続をしていただきますようお願いいたします(※3)。

【参考：月額自己負担上限額】

生活保護世帯	市町村民税 非課税世帯 本人収入 80万円以下	市町村民税 非課税世帯 本人収入 80万円超	市町村民税 (所得割) 3万3千円未満	市町村民税 (所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税(所得割) 23万5千円以上
0円	月額 2,500円 まで	月額 5,000円 まで	1割負担 (医療保険の自己負担上限額まで) (※4)		制度対象外 (※4)
			月額 5,000円まで	月額 10,000円まで	月額 20,000円まで

「重度かつ継続」の該当者

令和6年4月1日以降も、自立支援医療制度の対象となることが決定されました。

- (※1) 「世帯」とは、同じ医療保険に加入している方です。
- (※2) 「経過的特例」とは、一定所得以上の「世帯(※1)」(市町村民税所得割23万5千円以上)で、受診者が高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当する場合に、国の法令により令和6年3月31日までの間は自立支援医療費の支給対象とされているものであり、今回、この期限が令和9年3月31日まで延長されました。
- (※3) 継続等の手続の詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

なお、経過的特例の延長決定に伴う取扱いにつきましては、神奈川県(横浜市・川崎市・相模原市を含む)では次のとおりです。

○既に受給者証を交付されている方の有効期間は、受給者証に記載のとおりとなります(受給者証を再発行することはありません)。

○特例に該当する方で、既に継続の申請をされている方の受給者証は順次、交付いたします。

- (※4) 川崎市では、該当の区分について別途上限額等を定めています。詳細は、川崎市各窓口にお問い合わせください

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

令和6年4月作成